

令和元年度 東京都入札監視委員会

第2回 制度部会

- 日時：令和2年2月13日（木） 午後3時30分から
- 会場：東京都庁第二本庁舎 31階 特別会議室 22

○ 次 第

- 1 開会
- 2 出席者及び定足数の確認
- 3 議事進行の説明
- 4 資料の説明
- 5 審議
 - (1) 設計等委託における最低制限価格制度の試行について
 - (2) 工事における総合評価方式のあり方について（一部見直し）
- 6 閉会

資料1

資料2

令和元年度東京都入札監視委員会 第2回制度部会
出席者

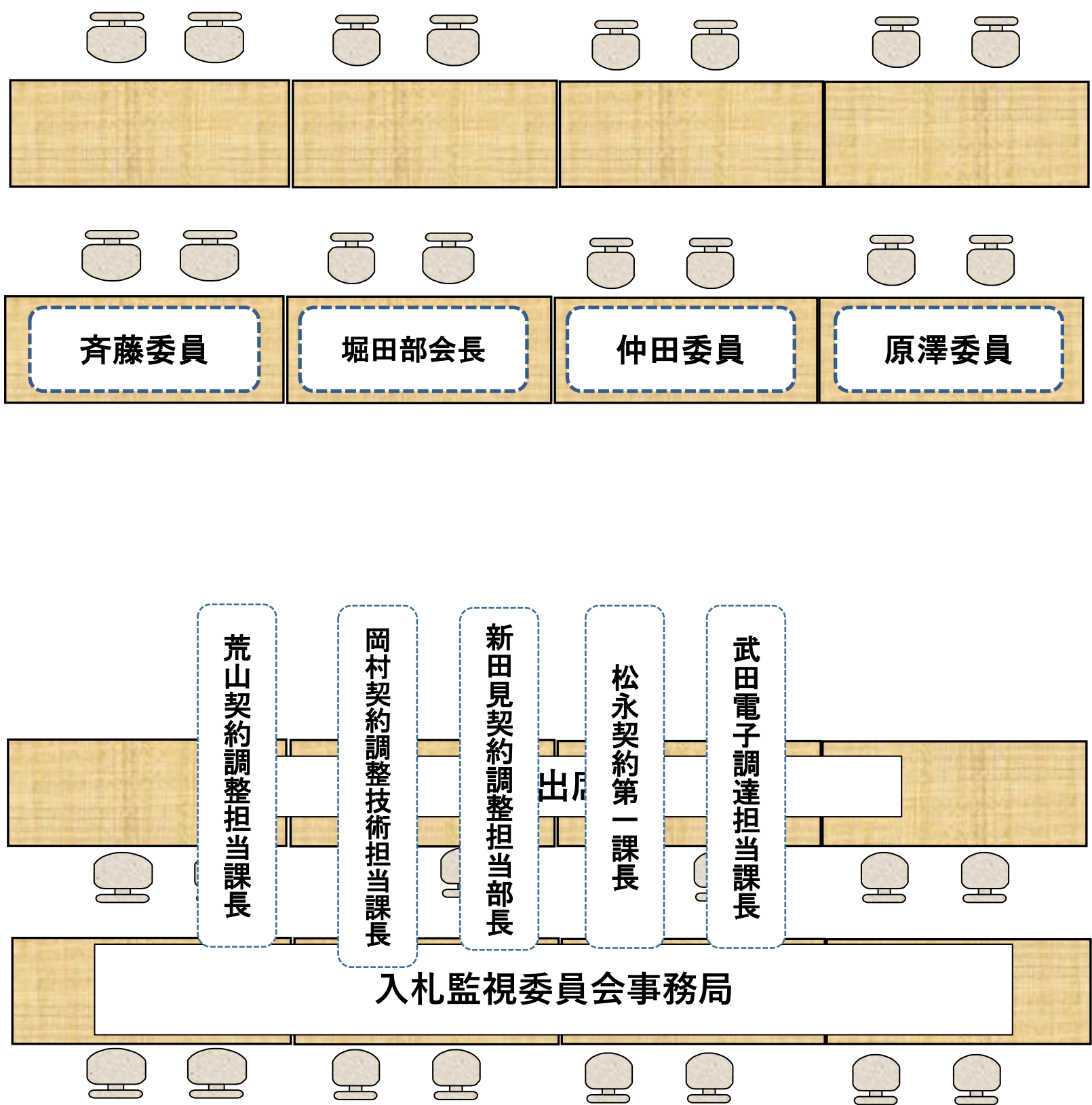
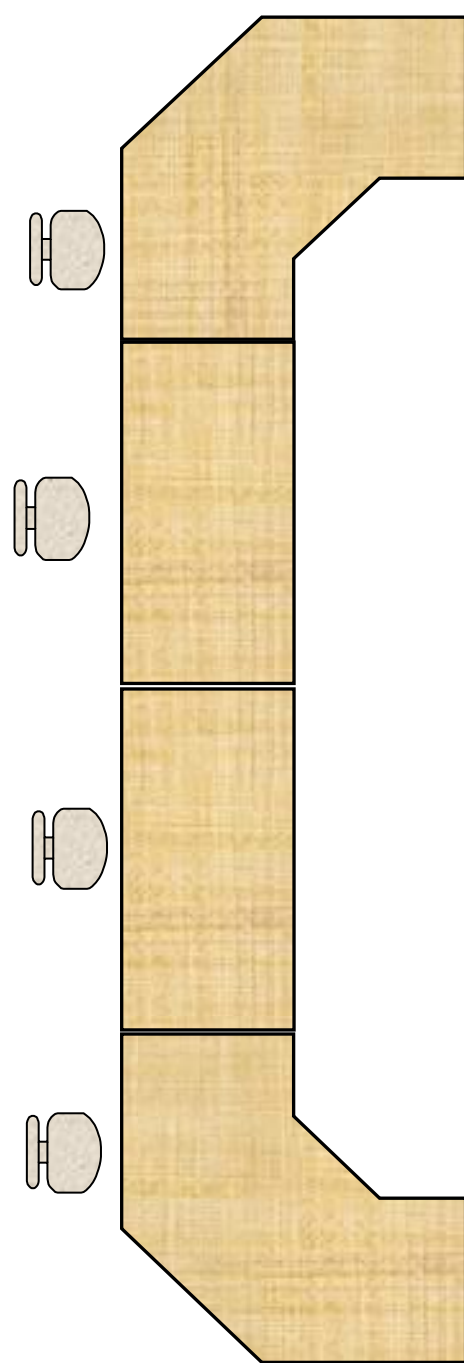
部会構成員 (敬称略)

部会長	東京大学大学院新領域創成科学研究科	
	国際協力学専攻教授	堀田昌英
委員	東北公益文科大学准教授	斉藤徹史
委員	(元)品川リフラクトリーズ(株)	
	代表取締役副社長	仲田裕一
委員	弁護士	原澤敦美

都側職員

財務局	契約調整担当部長	新田見慎一
財務局	経理部 契約調整担当課長	荒山英之
財務局	経理部 契約調整技術担当課長	岡村忠祐
財務局	経理部 電子調達担当課長	武田秀章
財務局	経理部 契約第一課長	松永光智

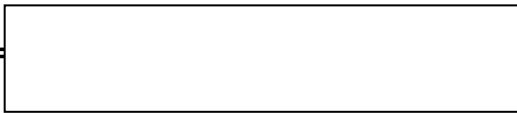
東京都入札監視委員会第2回制度部会 会場レイアウト図
日時: 令和2年2月13日(木) 15時30分
場所: 都庁第二本庁舎31階 特別会議室22



速記席



取材位置



【出入口】

(敬称略)

【導入の背景】

- 都有施設を将来に渡って適切に整備するためには、工事の品質を高めることはもちろん、その川上に位置する設計、測量及び地質調査の各委託（以下「設計等委託」という。）の品質を高めることも重要
- 「入札契約制度改革に係る検証結果報告書」（平成30年3月 東京都入札監視委員会）でも、設計委託の質を高める取組の有効性について言及（以下、抜粋）

4 今後の検討課題

- ⑥ 予定価格等の妥当性を検証する仕組み（適正な予定価格の設定に向けて）
「予定価格の適正性を高めるためには、現在、都職員による設計ではなく、委託による設計が主となっていることから、設計委託の業務の質を高める取組も有効である。」

※ 昨年度の制度部会でも設計等委託における品質確保の取組内容を報告（太字部分）

	～平成30年度	令和元年度～
プロポーザル方式	導入済み	導入済み
総合評価方式	建設局のみ導入済み	<u>新たに導入（全庁へ拡大）</u>
予定価格の事後公表	未導入	<u>新たに導入</u>

- 一方、競争入札案件などで落札率が著しく低い案件があった場合、適正な履行に支障を来す（品質低下）恐れがあるとともに、受託者の経営圧迫や従事者へのしわ寄せに繋がりがやすく、将来の担い手確保・育成を困難にする恐れ

設計等委託における最低制限価格制度の試行について

【導入の背景】

令和元年 6 月 「公共工事の品質確保の促進に関する法律」改正



設計等委託についても同法律の対象として広く位置付け

品質法での位置づけ

法第 7 条（発注者等の責務）

第 1 項 発注者は、（省略）現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、（省略）次に定めるところによる等適切に実施しなければならない。

第四号 その請負代金の額によっては公共工事等の適正な実施が通常見込まれない契約の締結を防止するため、その入札金額によっては当該公共工事等の適正な実施が通常見込まれない契約となる恐れがあると認められる場合の基準又は最低制限価格の設定その他の必要な措置を講ずること。

今回の改正で新たに追加
（「等」には設計等委託が含まれる）



◎ 設計等委託についても、ダンピング受注の防止措置を講ずることを発注者の責務として位置づけ



ダンピング受注を防止し、設計等委託の品質確保・向上及び将来の担い手確保・育成に資することを目的に、最低制限価格制度を導入（試行）

設計等委託における最低制限価格制度の試行について

適用対象

- 競争入札案件のうち、法令等により適用に馴染まないWTO対象案件、総合評価方式案件及び単価契約案件を除いた案件に適用していく。

《参考》平成30年度知事部局契約実績

(競争入札案件のうちWTO案件、総合評価方式案件及び単価契約案件を除く)

起工局	業種					局別計
	建築設計	設備設計	土木設計	測量	地質調査	
総務局	9	4	89	36	14	152
財務局	6	6	1	4	4	21
主税局	5	1	0	0	0	6
生活文化局	1	2	0	0	0	3
オリンピック・パラリンピック 準備局	1	3	1	0	1	6
都市整備局	5	2	34	36	20	97
環境局	3	0	8	5	3	19
福祉保健局	9	3	0	0	0	12
病院経営本部	1	2	0	0	1	4
産業労働局	1	0	11	4	1	17
中央卸売市場	10	22	2	0	0	34
建設局	28	34	144	161	48	415
港湾局	15	8	54	38	13	128
東京消防庁	31	16	5	0	6	58
教育庁	32	26	12	0	1	71
警視庁	32	51	2	0	7	92
計	189	180	363	284	119	1135

設計等委託における最低制限価格制度の試行について

最低制限価格算定基準（案）

- 予定価格の算定に用いる積算基準（建築設計系、土木設計系、測量系及び地質調査系）に応じて、予定価格を構成する各費目を用いて設定

$$\text{最低制限価格} = (① + ② + ③ + ④) \times \text{消費税}$$

※ 国の算定基準に準拠

積算基準	①	②	③	④
ア. <u>建築設計系積算基準</u> を用いる案件	直接人件費	特別経費	技術料等経費 × 0.6	諸経費 × 0.6
イ. <u>土木設計系積算基準</u> を用いる案件	直接人件費	直接経費	その他原価 × 0.9	一般管理費等 × 0.48
ウ. <u>測量系積算基準</u> を用いる案件	直接測量費	測量調査費	諸経費 × 0.48	—
エ. <u>地質調査系積算基準</u> を用いる案件	直接調査費	間接調査費 × 0.9	解析等調査業務費 × 0.8	諸経費 × 0.48

ただし、上記の最低制限価格の額は、次の範囲内とする。

- ア、イ ⇒ 予定価格の 7/10 以上 8/10 以下
- ウ ⇒ 予定価格の 7/10 以上 8.2/10 以下
- エ ⇒ 予定価格の 7/10 以上 8.5/10 以下

今後の予定

- 令和2年度、財務局契約の一部の案件で試行を開始
- 試行を通じて課題等を洗い出しつつ、順次試行範囲を拡大

現状

- **工事の品質確保**のため、現在4つのタイプの総合評価方式を採用（施工能力審査型、技術実績評価型、技術力評価型、技術提案型）
- 総合評価方式を適用した工事の**成績評定点は、価格競争よりも高い傾向**（H28～H30年度に完了した工事で、平均点が約2.5点高い）
- 総合評価方式では、**低入札価格調査制度**により、**ダンピング対策を厳格実施**（総合評価方式は、地方自治法施行令上、最低制限価格の設定不可）
 - ・ 現行制度では、受発注者の事務負担等を踏まえ、**失格基準価格**を調査基準価格と同額に設定し、一律に低価格入札を排除（予定価格が一定の価格を下回る場合のみ設定⇒図表1参照）
 - ・ **評価値（価格点+技術点）が高い入札者であっても、入札価格が調査基準価格（失格基準価格）を1円でも下回れば即失格となる**ため、価格と技術力を総合的に評価するという総合評価方式の趣旨が、十分に生かされていないとの指摘（図表2参照）
 - ・ 国からも、**失格基準価格を設定する場合は、調査基準価格との間に適切な幅を設け**、評価値が最も有利な者が排除されない制度にするよう要請あり

課題

- 現行制度のまま、調査基準価格と失格基準価格との間に幅を設けてしまうと・・・

低入札価格調査への対応件数が増加し、**受発注者ともに事務負担が増大**

受注者
入札参加意欲が減衰する恐れ
(結果として、競争性の低下に繋がる)

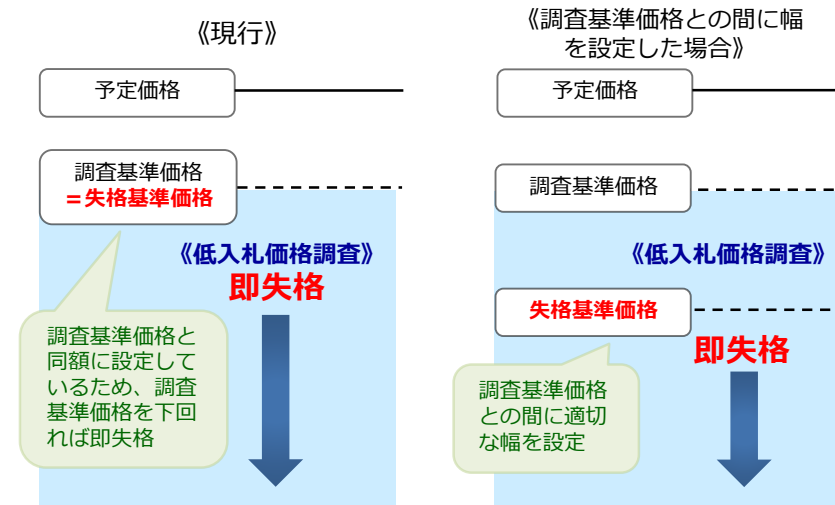
発注者
総合評価方式での発注を躊躇する恐れ

様々な観点から、総合評価方式のあり方を検討

検討のポイント

- 品質確保に寄与する総合評価方式は、引き続き、**積極的に活用**
- 現状と同等の**ダンピング対策の維持は大前提**
- ダンピング対策に係る**事務負担を軽減**し、受発注者ともに**総合評価方式を活用しやすい環境を整備**
- **価格及び技術力が総合的に優れた（評価値が最も高い）入札者が落札者となる**ルールの徹底（総合評価方式の趣旨に合致）

図表1 低入札価格調査における失格基準価格のイメージ
(予定価格が建築4.4億円、土木3.5億円、設備2.5億円未満の場合)



図表2 平成30年度の落札事例（施工能力審査型）

予定価格228,072,240円、調査基準価格206,379,469円 (単位: 円・税込)

事業者名	入札価格	調査基準価格を 下回った金額	現行							
			価格点		技術点		評価値	落札者	落札率	
A会社	205,200,000	▲ 1,179,469	10.0	1位	12.0	2位	22.0	2位	(失格)	
B会社	205,614,720	▲ 764,749	9.8	2位	14.0	1位	23.8	1位	(失格)	
C会社	227,880,000	21,500,531	0.1	3位	3.5	3位	3.6	3位	落札者	99.9%

⇒評価値が最下位の入札者が落札

工事における総合評価方式のあり方について（一部見直し）

あり方の検討

※ 総合評価方式の評価値 = 価格点 + 技術点

総合評価方式の「価格点」の評価において、次のような方式を新たに導入することを検討

価格点の評価 (新たな方式)

・・・現行では、低入札ほど価格点が逡増。今後は、履行の確実性の確保と経済性を踏まえ、入札価格が一定の基準価格を下回ると、価格点での優位性がなくなる（点数が逡増しない）よう価格点を設定

- 現行の調査基準価格に代わる「基準価格」を設定（現行の調査基準価格算定式を準用）。そして、**入札価格が「基準価格」を下回ると、価格点が逡増しない（一定または逡減する）**よう価格点を設定する。
なお、「基準価格」を下回っても、**即失格とならない**。
- 新たに「基準価格」を下回る「特別基準価格」を設定（国の特別重点調査の価格算定式を準用）。**「特別基準価格」を下回る入札価格では、価格点を0点**とする。
- 価格点の新たな評価の導入により、**ダンピング（意図的な低入札）を抑制**。これにより、**総合評価方式においては、低入札価格調査までは必要とせず、事業者への負担に配慮**（受注者の入札参加意欲を確保）。

・・・・・・上記により想定される**価格点の評価のイメージは、「別紙」のとおり**

※ 新たな評価の導入対象は、施工能力審査型、技術実績評価型、技術力評価型（技術提案型は現行制度のまま）
価格競争の入札については、現行制度のまま、低入札価格調査制度または最低制限価格制度の適用を継続

※ 入札価格が基準価格を下回る場合でも、一律に失格とならず、**技術点と合計した評価値が優れていれば、落札候補者となる可能性がある**ため、基準価格を下回る入札を行った落札候補者に対しては、**履行の確実性を確保する観点**から、要件を付すことも検討。

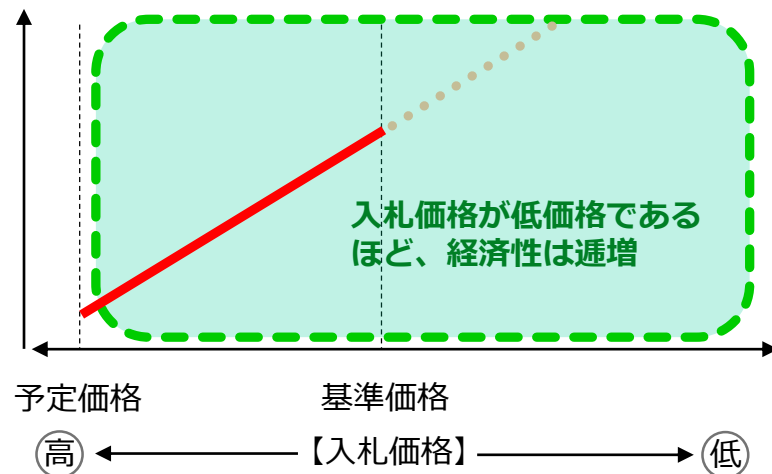
これにより、総合評価方式を活用した工事については、受発注者ともに**事務負担の軽減**が図られ、あわせて**ダンピング対策と履行の確実性の確保**が図られるものと期待

総合評価方式における「価格点」の新たな評価の検討（イメージ）

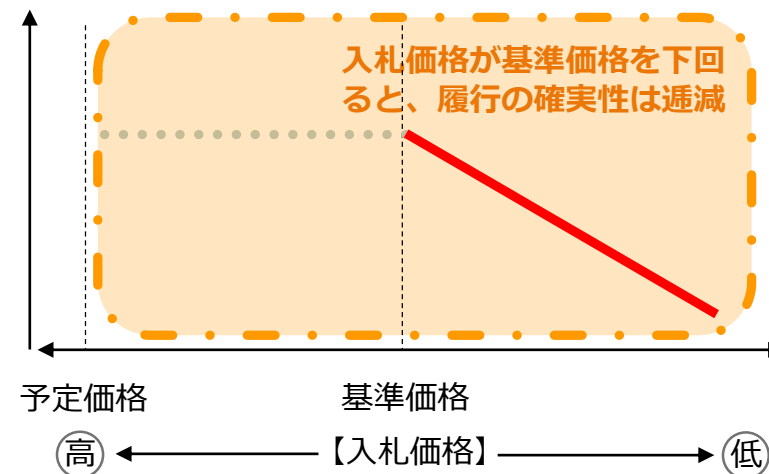
	(参考：現行の評価)	パターン 1	パターン 2
価格点のイメージ	※低入札価格調査あり 【価格点】 予定価格 調査基準価格 高 ← 【入札価格】 → 低	※低入札価格調査なし 【価格点】 予定価格 基準価格 特別基準価格 高 ← 【入札価格】 → 低	※低入札価格調査なし 【価格点】 予定価格 基準価格 特別基準価格 高 ← 【入札価格】 → 低
考え方	○ 低入札ほど価格点が逡増	○ 基準価格を設定し、入札価格が基準価格以下の場合、価格点は一定（特別基準価格未満は0点） ○ 基準価格を下回る入札を行っても、即失格とならない	○ 基準価格を設定し、入札価格が基準価格を下回ると価格点は逡減（特別基準価格以下は0点） ○ 基準価格を下回る入札を行っても、即失格とならない
考察	○ 低入札ほど価格点が逡増することで、ダンピング（意図的な低入札）につながる可能性があるため、調査基準価格を下回る入札者が、落札候補者となった場合、低入札価格調査を実施 ○ 調査基準価格を失格基準価格と同額として、調査基準価格を下回る入札は、即失格（低価格帯の案件の場合） ⇒ 是正の要請あり	○ 基準価格以下は、価格点が一定となるため、ダンピング（意図的な低入札）を抑制 ○ 基準価格を下回る入札でも、技術力を含め、総合的に優れた入札者が、落札できる可能性がある ○ 基準価格以下の入札で、価格点が一律に高得点となるため、積算をしない不良業者による入札の恐れがある（履行の確実性に不安がある） ○ 価格点で同点の可能性が高まり、くじ引き増加の恐れがある	○ 基準価格未満は、価格点が逡減するため、ダンピング（意図的な低入札）を強く抑制 ○ 極端に価格の低い入札の場合、落札するのは困難 ○ 基準価格未満の入札で、価格点が逡減するため、十分な積算をした上での入札を促す（履行の確実性の確保につながる）

総合評価方式における「価格点」の新たな評価の考え方（イメージ）

【経済性】



【履行の確実性】



価格点の新たな評価

【価格点】

経済性
+
履行の
確実性

